

### 大日本勞働 友愛會會則

(大正八年九月改正)

#### 第一章 名稱

第一條 本會ハ大日本勞働同盟友愛會上稱  
本會カ其所屬團體ヲ以テ承認セル日  
本全國ニ於テ地方的勞働團體及各種同職  
組合ヲ以テ組織ス

#### 第二章 目的

第二條 本會ハ本會ノ綱領ニ基キ宣言ノ主旨  
就ニ主張ノ條項ヲ貫徹スルコトヲ以テ目的  
トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達セシカ爲メ本部  
ニ左ノ各部ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ  
庶務部、會計部、教育部、職業紹介部、  
法律部、調査部、出版部、  
各種事業ニ關スル細則ノ別ニ之ヲ定ム

#### 第三章 大會 (Convention)

第四條 本會ノ重要事項ヲ議スル爲會長ハ毎年  
一回前年大會ノ決定セシ場所ニ於テ大會  
ヲ召集スル但 理事會ノ同意ヲ得ルモト  
キハ大會ノ場所ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第五條 大會ハ本則第九條ノ定ムル所ニ依リ  
全國各職業別團體及各支部ヨリ選出セラル  
タル代議員ヲ以テ組織ス但シ各職業別團體  
或ハ支部ノ代表者及本部役員ハ選舉ヲ要セ  
スシテ當然代議員タルノ資格ヲ有スルモノ  
トス

第六條 大會ノ議長ハ會長之ニ任シ大會中  
各種會合ノ司會者タルモノトス

第七條 會長ハ大會ノ開會ト共ニ直ニ若シ  
ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割當セハ  
ル

- (一) 代議員資格審査委員
- (二) 會計審査委員
- (三) 豫算委員
- (四) 決算委員
- (五) 法規委員
- (六) 建議案委員
- (七) 歡迎委員
- 其他

第八條 大會ノ議決ハ出席代議員ノ過半數ヲ  
以テ決シ可同數ナシ時ハ議長ノ決スル所  
ニ依ル

若シ前項ノ決議方法ニ對シ出席代議員五分  
ノ一以上異議アル時ハ各議員ハ其代表ス

所屬同職團體各シテ支部會員一名ノ  
キ一票ノ割合ヲ以テ投票權ヲ行使シ得ルモノ  
トス但シ會費海納者ハ會員數ニ加ハラ  
サズモノトス

#### 第四章 代議員 (Representation)

第九條 各團體及支部ハ左ノ標準ニ依リ其所  
屬會員中ヨリ大會代議員ヲ選出スルコトヲ  
得

- (一) 會費完納ノ會員五十名未満ノ團體ハ  
一名
- (二) 會費完納ノ會員五十名以上二百名未満  
ノ團體ハ二名
- (三) 會費完納ノ會員二百名以上五百名未満  
ノ團體ハ三名
- (四) 會費完納ノ會員五百名以上一千名未満  
ノ團體ハ四名
- (五) 會費完納ノ會員一千名以上二千名未満  
ノ團體ハ五名
- (六) 會費完納ノ會員二千名以上三千名未  
滿ノ團體ハ六名
- (七) 會費完納ノ會員三千名以上ノ團體ハ  
七名

第十條 各團體及支部ハ大會前少クトモ二週  
開會ニ代議員ヲ選舉シ其姓名ヲ本部ニ通告  
スルハシ